

募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下、「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ、適切かつ公正に商品を提供することを旨として業務を行ってまいります。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等にかかる株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要調査への参加状況などを考慮の上、適切な配分を行ってまいります。

(1) 新規公開株の抽選による配分

新規公開株のお客様(機関投資家を除く)への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社に対して行われた需要申告又は配分の申込みのうち、お客様からのものを対象に、価格決定後速やかに当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、お客様への配分予定数量の10%以上を当該抽選に付すことといたします。
- ② 抽選に当たっては、コンピュータ抽選により自動的に配分先を決定いたします。
- ③ 抽選に当選されたお客様には、抽選結果確定後速やかに、以下の方法により当選した旨及び買付される場合の払込要領などをお知らせいたします。
 - i)「本社ウェルスマネジメント部(部店コード:070)」のお客様
インターネット取引画面にて抽選結果を発表いたします
 - ii)「本社ウェルスマネジメント部(部店コード:070)」以外のお客様
営業担当者又はオペレーターが電話にてお知らせいたします。
※当選されなかったお客様にはその旨の連絡はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ④ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げ、又は抽選による配分方法を採用せず、若しくは中止することがあります。あらかじめご了承ください。

- i)ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
- ii)お客様の配分申込み数量が当社におけるお客様への配分予定数量に満たない場合
- iii)抽選を行う数量が5単位に満たない場合
- iv)その他、上記に準ずる合理的な理由があると当社が判断した場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分

お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

① 適合性の原則、取引実績等に関する基準

当社は抽選によらないお客様への配分に当たっては、以下の基準に該当することを前提として配分いたします。

- i) 株式取引に関するリスク(特に新規公開株に関するリスク)を十分に理解されていること
- ii) お客様の投資資金の性格、資産状況、投資目的など適合性の原則に照らし不都合のないこと
- iii) 当社と継続的に取引いただいていること、またはお取引拡大が期待できること
- iv) 過去の取引上で法令、諸規則、取引ルールを遵守されていること
- v) 過去の配分実績が過度に集中していないこと

② 短期売買の排除に関する基準

当社は新規公開株の特性等を重視し、中長期的に保有していただけるお客様を中心に配分を行います。そのため、過去に当社で配分を受け、直ちに売却を行っているお客様へは、中長期的かつ安定的に保有していただいたお客様に比べて配分数量が少ないか、配分できないことがございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分において、ブックビルディングへの参加の状況を確認させていただき、適正な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。

(3) 「本社ウェルスマネジメント部(部店コード:070)」におけるお客様優待抽選

「本社ウェルスマネジメント部(部店コード:070)」では、抽選後に、当該部門に割り当てられる配分数量のうち一定数量についてお客様優待抽選(取引実績等に応じた追加抽選)を行います。お客様優待抽選の内容については、当社ホームページに公開される「お客様優待抽選概要」によりご案内しております。

(4) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分(以下、「その他の配分」という。)につきましては、お客様のブックビルディングへの参加状況や投資に関するニーズ等を総合的に勘案し、上記(1)及び(2)の方法により、その基準に合致するお客様を中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

- i) 新規公開株の抽選による配分は、原則として一人のお客様につき1単位とします。ただし、お客様の配分の申込み件数が当社におけるお客様への配分予定数量を下回る場合は、一人のお客様に複数単位を配分する場合があります。
- ii) 抽選によらない方法及びお客様優待抽選による新規公開株の配分は一人のお客様につき、年間(4月1日から翌年3月末日まで)を通して8回を上限とします。
- iii) 抽選によらない方法による新規公開株の配分は、個人のお客様一人当たりの平均配分株数が、抽選による一人当たりの平均当選株数の10倍程度を目途とし配分をいたします。ただし、配分数量の上限については、1単位当たりの投資金額、公開株式数の多寡、需要申告の状況、市場環境の変化等により変更されることがあります。

5. 配分先は、ブックビルディングにおいて需要申告をされたお客様の中から決定いたします(新規公開株の抽選による場合については、3.(1)①を参照)。ただし、お客様から申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し、配分を行うことがあります。

6. 需要申告及び配分のお申込みは、お客様のお取引店において、対面又はお電話で受け付けます。また、インターネット取引口座をご利用のお客様は当社ホームページの専用ページまたはお電話で受け付けます。

7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ (<https://www.jtg-sec.co.jp/>) 及び営業店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6.までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、お客様の証券取引に関し、損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規制を遵守いたします。また、当社は、発行会社が指定する者、当社の役職員、当社に対して特定の利便を与え得るなど社会的に不公平感を生じせしめる者、暴力団員又は暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者及び配分を行うことが適切ではないと当社が判断するお客様への配分を行いません。さらに、同一のお客様に対し過度に集中配分を行わないこと、他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないことなど、その配分のあり方については社内規則に明記し、その遵守に努めております。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様(個人を除きます。)の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

付 則

本基本方針の改廃は、営業企画部長が主管する。

- 1.平成 18 年 7 月 1 日 施行
- 2.平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
- 3.平成 23 年 10 月 27 日 一部改正
- 4.平成 24 年 5 月 31 日 一部改正
- 5.平成 26 年 8 月 1 日 一部改正
- 6.平成 26 年 9 月 18 日 一部改正
- 7.平成 27 年 6 月 1 日 一部改正
- 8.令和 3 年 11 月 1 日 一部改正
- 9.令和 4 年 10 月 1 日 一部改正
- 10.令和 6 年 9 月 10 日 一部改正
- 11.令和 8 年 1 月 13 日 一部改正